

▶▶ はじめに

近年、全国各地で地震、水害、土砂災害等の大規模災害が頻発しています。過去の災害の経験から、被災地方公共団体の職員は、自らも被災者でありながら災害対応に追われ、心身に大きな負担がかかることが分かっています。

災害直後は急性ストレス反応が現れることがありますが、適切に対処しないと次第に重症化・長期化することがあります。したがって、災害直後には災害ストレステスト及び医師等による面接等を行い、職員個々の状況に応じた対応を行うことが重要となります。また、復旧・復興期には、通常業務に膨大な量の災害復興業務が加わり、災害直後とは異なるストレスが職員にかかります。先の見通しが立たない中で、今まで経験したことがない業務に従事することとなり、心身の負担が長く続きます。中長期的に職員のメンタルヘルス対策を行うため、法令上実施が義務化されているストレスチェック等を活用し、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期対応や職場環境を改善するための取組を行うことが必要です。

本事例集は、災害ストレステストやストレスチェック等を活用し、職員のメンタルヘルス対策を行っている被災地方公共団体の取組を紹介するものです。広く被災地方公共団体の皆さまのメンタルヘルス対策にご活用いただくとともに、その他の地方公共団体の皆さまにおかれても、大規模災害への事前の備えのための検討材料としてご活用いただければ幸いです。

なお、本冊子の作成にあたり、事例として掲載した団体をはじめ、多くの団体の皆さまにご多忙な中ご協力をいただきました。ここに心より感謝を申し上げます。

過去の災害の経験から学ぶ

「平成 23 年東日本大震災」の経験から学ぶ

出典：『東日本大震災後、地方自治体のストレスケア対策に関する探索的調査』（桑原裕子、高橋幸子、松井豊）

● 調査対象者：宮城県、岩手県で被災した沿岸部の 18 地方公共団体のうち、協力を許可した 7 地方公共団体、有効回答は 6 地方公共団体。● 調査時期：平成 27 年

※この研究は、RISTEX から筑波大学への委託研究（災害救援者のピアサポートコミュニティの構築）により実施された。

「職員に特に有効であった支援」 についての回答（抜粋）

- 多くの地方公共団体が、健康相談や医師等による面談などが特に有効であった支援としてあげており、地元の専門機関から支援を受けていた。
- 面談の必要のある職員など、時間を作ろうとせず、なかなか利用しないなどの状況があったが、定期的に相談を実施することで、何かあったときに相談できる安心感があった。

特に有効であった支援の 効果についての回答（抜粋）

- 「個別面談」の効果として、何かあったときに相談できる安心感、経験したことや思いを吐き出せる場としての効果があった。

被災職員への今後あるべきストレス対策と支援についての回答（抜粋）

- 職員自身のケア（まずは自分の命をしっかり守る）
- 職場によるケア（業務量の均衡を図り十分な休養をとらせる、防災計画（BCP）に職員の処遇やケアについて盛り込む）
- 専門家によるケア（産業医等のストレスケア、心のケアの面接の義務化など）

学ぶべきこと

- 職員のストレスケアを組み込んだ BCP の策定
- 組織が職員の被災状況や業務内容を把握し、職員の精神的健康に配慮する必要性
- 継続的なストレスケアの必要性
などが、今後の課題としてあげられた。

【災害時における地方公務員のメンタルヘルス対策マニュアル】（地方公務員災害補償基金）を一部改変

「平成30年7月豪雨（通称「西日本豪雨」）」の経験から学ぶ

出典：「災害時における地方公務員のメンタルヘルス 調査結果 速報」

- 調査対象者：平成30年7月豪雨で被災した地方公共団体職員（回収調査票846枚、うち有効回答819枚。）
- 調査時期：令和元年9月～10月

災害後から現在までの勤務に関する苦勞について、多かった回答

- 復旧業務と通常業務が重なり、非常に忙しかった **43.6%**
- 人手不足により苦勞が増した **43.2%**
- 仕事量において部署間に不公平感があった **40.3%**
- これまでに経験のない業務に従事し、慣れるのに苦勞した **38.8%**

被災後2年経過後のストレスの状況

（心理テスト IES-R・K 6による）

- PTSD 症状を有するリスクが高い人 **7.2%**
- 気分・不安障害である可能性が高い人 **6.0%**

学ぶべきこと

- 平時からの研修等、応援職員の配置を盛り込んだ BCP の策定等の事前の準備
- 一定期間後に業務量の多い部署への人員再配置や業務の再配分を行う等、事後の調整
- 長引くストレス状態に対応した長期間のメンタルヘルス対策などが、今後必要だと考えられる。

「災害時における地方公務員のメンタルヘルス対策マニュアル」（地方公務員災害補償基金）を一部改変

地方公共団体のストレスチェックの実施状況（令和2年度）

- 令和2年度の地方公共団体のストレスチェックの実施事業場率は96.9%。
- ストレスチェックを受けた職員の割合は在籍職員の89.0%、うち高ストレスに該当した職員の割合は8.9%。高ストレスに該当した職員のうち、医師による面接指導を受けた職員は4.2%であった。
- 集団分析を実施している事業場は、ストレスチェックを実施した事業場の87.3%、うち集団分析結果活用事業場率は84.0%であった。
- 集団分析結果を活用している具体的内容のうち主なものは、衛生委員会での審議が58.2%、管理監督者向け研修の実施が36.2%、業務配分の見直しが27.1%、人員体制・組織の見直しが26.0%となっている。

（注）在職職員数、ストレスチェックを受けた職員数、高ストレスに該当した職員数、医師による面接指導を受けた職員数は、常時使用される職員（常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち、常時使用される職員を含む）のうち、該当する職員数をそれぞれ計上。

（参考：総務省「令和2年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」）

ストレスチェックの実施率は96.9%と高く、ストレスチェックの実施は一定程度定着している。

ただし、

- 医師による面接指導を受けた職員は高ストレスに該当した職員のうち4.2%と非常に低く、これは在籍職員のわずか0.3%でしかない。今後、医師面接率の向上が必要。
- 集団分析を実施した事業場の84.0%（全事業場の71.1%）が集団分析結果を活用したとしているが、職場環境改善のための更なる取組が必要。